

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年6月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200300号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300011号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月1日から昭和62年1月20日まで

私は、昭和59年1月1日から昭和62年7月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における資格取得日が同年1月20日となっている。調査の上、昭和59年1月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の元同僚の回答及び陳述から、期間を特定することはできないものの、請求期間当時、請求者がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、平成10年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっているため、照会することができない上、元取締役(事業主の妻)は、当時の資料が全くないので、分からない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の入社時期、同社における厚生年金保険の加入の取扱い等について、具体的な回答及び陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。